

(平成22年7月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支社における資格の取得日に係る記録を昭和48年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月16日から同年6月16日まで

私は、昭和40年4月2日にA社に入社し、平成13年12月15日に退職するまでの期間において、継続して同社に勤務した。

しかし、申立期間は、A社本社から同社C支社へ異動した時期ではあったが、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いことが分かった。

申立期間についても継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が発行した退職証明書、労働者名簿及び申立人が提出した申立期間に係る給与支給明細書から判断すると、申立人が、昭和40年4月2日から平成13年12月15日までの期間において、同社に継続して勤務し(昭和48年5月16日にA社本社から同社C支社へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA会社C支社における昭和48年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及び申立人が保管する同年6月の給与支給明細書に記載された厚生年金保険料の控除額から、13

万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和56年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月1日から同年9月1日まで

私は、昭和56年2月ごろ、A事業所の職員採用試験を受験し、同年4月1日付けで採用された。採用時、事業主から人事異動通知書を一人ずつ受け取り、社会保険に加入する旨の説明も受けたと記憶している。

同時期に採用された同僚は厚生年金保険に加入しているのに、私が加入していないこととされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に保管されていた申立人に係る人事記録及び採用辞令により、申立人が昭和56年4月1日から継続勤務していたことが確認できる。

また、申立人の同僚は、「申立人とともに採用試験を受け、昭和56年4月1日に採用された。そして、一緒に採用になった数名とともに会議室で社会保険加入についての説明を受け、すぐに社会保険に加入した。その後、申立人の業務内容、勤務形態に変更も無かった。」旨の供述をしており、オンライン記録から、当該同僚の資格取得日は同年4月1日であることが確認できる。

さらに、オンライン記録から、昭和56年4月1日付けで採用された申立人と同職種の同僚は、すべての者が採用された日と同時に資格取得していることが確認できる。

加えて、A事業所の現在の社会保険事務担当者は、「申立期間当時の取扱いは不明であるが、昭和60年代以降については、職員は採用と同時に厚生年金保険に加入している。また、申立人の職種等に変化がないにもかかわらず、契約期間の途中で厚生年金保険被保険者資格を取得することは不自然に思われる。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における資格取得日(昭和56年9月1日)の被保険者原票の記録及び人事記録に記載された記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所では、「毎月、社会保険事務所(当時)から送付される納入告知書と社会保険料控除額を突き合わせ、過不足がないか確認していたので、未納付であったとは考え難い。」としているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 1 日から 51 年 5 月 9 日まで

私は、昭和 45 年 3 月に A 事業所に入社し、51 年 5 月に退職した。

その間において、1 年に約 2 回は昇級していたと記憶しており、昭和 47 年 8 月には社会保険料等が控除された後の金額で約 15 万円、50 年 8 月には約 20 万円の給与を支給されていたと思う。

ねんきん特別便では、申立期間当時の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額よりも低く記録されているため、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

申立人が提出した給料明細は、支給年月が記載されていないため支給の時期は特定できないものの、記載されている厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の控除額は、申立期間内である昭和 49 年 8 月から 50 年 3 月まで

の標準報酬月額に見合う保険料額とほぼ一致していることが確認できる。

また、申立人から提出のあった昭和 51 年度住民税（普通徴収分）の納税通知書に記載されている社会保険料の控除額について検証したところ、当該控除額は、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる申立期間当時の標準報酬月額に見合う社会保険料額とほぼ一致していることが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立事業所で給与事務を行っていたとする事業主の子は、「保険料については、社会保険事務所(当時)に届出を行った給与額を基に算出された標準報酬月額に見合う保険料を控除していた。」と供述している。

加えて、申立期間のうち、昭和 47 年 8 月から 49 年 7 月までの期間及び 51 年 1 月から同年 4 月までの期間の標準報酬月額については、申立人は給与明細書等を所持していないことから、当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額等を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 404

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 3 月 1 日から 28 年 5 月 1 日まで
② 昭和 30 年 6 月 29 日から 37 年 5 月 30 日まで

私は、昭和 21 年 3 月ごろに A 事業所の事業主と協同で工場を建設して同事業所の営業に係る業務を開始し、29 年 11 月に B 事業所へ 1 年間の任期で赴任した。

その後、A 事業所へ復職し、昭和 37 年 6 月ごろに同年 10 月に設立した C 事業所の準備のため退職した。

両申立期間についても A 事業所に勤務し厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所における同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間①のうち少なくとも昭和 24 年 4 月から 28 年 5 月 1 日までの期間について当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によると、同事業所は、昭和 28 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間①においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、元事業主の子である同僚は、「私は、A 事業所に昭和 24 年 4 月に入社したが、当該事業所は私が入社した後に厚生年金保険に加入しており、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当する 28 年 5 月 1 日より前の期間について、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している

ところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時、当該同僚について厚生年金保険の被保険者記録は確認することができない。

さらに、当時の事業主は既に死亡している上、申立事業所は解散しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認することはできない。

一方、申立期間②については、申立人は自身が設立したC事業所を「昭和37年10月に設立した。」と供述しているものの、国が作成した認証書から、申立人が事業主である事業所が申立期間中である31年1月12日に認証されていたことが確認でき、申立人は「C事業所を開業する約2か月から3か月前にA事業所を退職した。」としていることから判断すると、少なくとも申立期間②のうち30年10月ごろから37年5月30日までの期間についてはA事業所に勤務していなかったものと推認される。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によると、同事業所は、昭和31年12月20日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②のうち、同日から37年5月30日までの期間については厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、元事業主の子である前述の同僚は、「私は、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和31年12月20日以降の期間についても、当該事業所に勤務していたが、同日以降の期間について給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述しているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②のうち31年12月20日以降の期間については、当該同僚について厚生年金保険の被保険者記録は確認することができない。

加えて、当時の事業主は既に死亡している上、申立事業所は解散しており、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認することはできない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月1日から22年6月10日まで
② 昭和22年9月10日から同年11月1日まで

私は、昭和21年10月1日にA社に入社して、23年3月31日までの期間において、助手として業務に従事したが、勤務期間のうち、一部の期間しか厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。後に、同社が、22年11月1日までの期間について、厚生年金保険の適用事業所に該当していたことを知ったので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間について、申立人は「A社で、助手をしていた。当時、同社で勤務員であったB夫妻(故人)と同社の倉庫の1階と2階に住み込みで勤務していた。」と主張するが、法人登記簿謄本により、A社は昭和22年11月4日に閉鎖していることが確認できる上、申立人が名前を挙げた同僚は既に死亡又は連絡先不明であり、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、両申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は申立人に係る記憶が無いため、申立人の両申立期間における勤務実態について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が名前を挙げた同僚のうち、厚生年金保険の被保険者として名前が確認できない者がいることなどから判断すると、当時、同社は、従業員のすべてを厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立人は昭和 22 年 6 月 10 日に被保険者資格を取得し、同年 9 月 10 日に同資格を喪失していることが確認できるのみで、両申立期間に被保険者であったことを示す申立人の氏名は無い。

なお、適用事業所名簿において、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和 22 年 11 月 1 日以後の同年 12 月 8 日に、申立事業所の事業を継承して厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったとする申立事業所とは別会社である C 社が確認できるが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。